

地球温暖化対策基本法案について

平成22年3月12日

環境省大臣官房審議官 森谷 賢

法律の必要性

- 気候変動問題に対処するため、鳩山総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出を2020年までに25%削減することをめざし、あらゆる政策を総動員することを表明。
- この削減目標の達成に向け、総動員されるあらゆる政策を体系的に明らかにする必要。
- 京都議定書以降の新たな枠組みづくりのための国際交渉に当たり、我が国における地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することとし、3月12日、その法案を閣議決定。



再生可能エネルギーの定義と導入量

種類	導入量 (原油換算万kL 2005年)
太陽光	35
風力	44
水力	1,660
地熱	74
太陽熱	61
バイオマス	760
その他化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用できるものを利用したエネルギー	

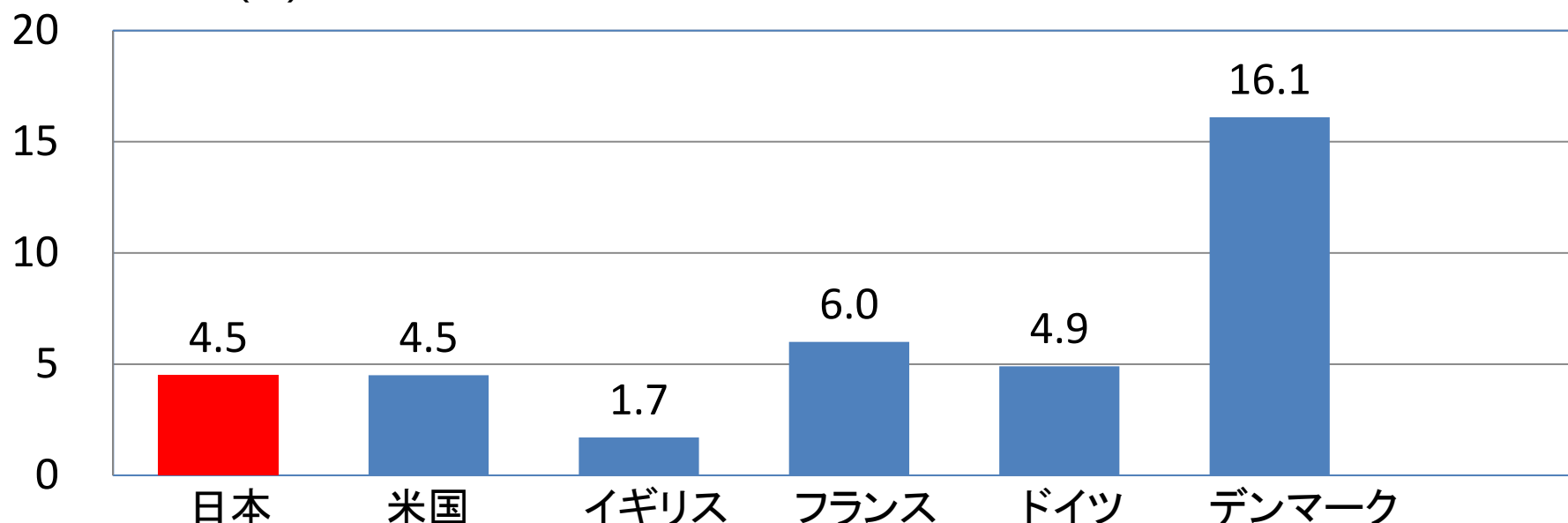
(第2条第5項)

再生可能エネルギー供給量の中期的目標

一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギー供給量の割合を2020年までに10%に達することを目標とする

(第11条)

2005年現況(%)



出典: 日本を除く各国・・・RENEWABLES INFORMATION 2009 (IEA)

日本・・・京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成21年7月17日)等より環境省作成

再生可能エネルギーに関する基本的施策

- 全量固定価格買取制度の創設に係る施策を講ずること
(第15条第1項)

ドイツ、スペイン等、多くの国々が、固定価格買取制度を導入しており、その結果、再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

- 再生可能エネルギーを利用するための設備の設置の促進、供給に資するための電力系統の整備の促進、利用に関する規制の適切な見直しその他必要な施策を講ずること (同第2項)
- 再生可能エネルギー等に関連する革新的な技術その他の地球温暖化の防止等に資する技術の開発及び普及の促進のために必要な施策を講じること (第19条)

チャレンジ
未来が変わる。
日本が変える。25

ご清聴ありがとうございました